

質問書に対する回答 5 7

件名) 長野自動車道 五常橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	「設計単価の改定（令和6年3月）および特例措置について」	<p>貴社ホームページに左記の事項が掲載されており、その一部に 「令和6年3月15日以前の日を入札（見積）書の提出締切日（見積活用方式の対象工事は最終見積書の提出締切日）とする工事等については、改定前の設計単価を用いることとしますが、契約締結後に、国土交通省が講じる『令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について』並びに『令和6年度設計業務委託等技術者単価について』及び『令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置を参考に、受注者からの請求により新たな単価に基づく請負金額の変更が協議できるよう特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。」</p> <p>とあり、また、令和7年2月14日に国土交通省から令和7年3月度の労務単価が発表されておりますが、本工事は、令和7年3月12日が入札日であることから、昨年度に倣い、契約後に特例措置に従って変更協議となると考えてよろしいのでしょうか？</p> <p>また、見積対象の単価項目についても、同様の措置となるのでしょうか？御教示願います。</p>	単価の取り扱いについては、後日HPにて公表予定です。